様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 24 日

熊本市長　　（宛）

提出者
住所 熊本市西区上熊本2-9-9

氏名 株式会社　オジックテクノロジーズ
代表取締役社長　金森元気
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 096-352-4450

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　オジックテクノロジーズ　本社事業所
事業場の所在地	熊本市　西区　上熊本2-9-9
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から　令和 7 年 3 月 31 日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：金属皮膜、電気めっき（2464）
②事業の規模	5億5700万（前年度本社事業所売上高）
③従業員数	従業員60人（正社員48人、契約社員5人、パート4人、派遣3人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①各生産ライン→特別産業廃棄物→特別産業廃棄物の分別→業者委託 ②各生産ライン→特別産業廃棄物→特別産業廃棄物の分別→自社処理→業者委託

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

オジックテクノロジーズ ― 環境工務部 ― 環境工務Ⅰ課（本社）

・環境保全活動の計画の検討立案に関する事項
・環境管理に関する情報資料の収集及び必要部門への連絡に関する事項
・環境維持向上に対する調査並びに対策に関する事項
・環境異常に対する警告、調査、連絡および対策の推進に関する事項
・環境管理関係書類保管、管理に関する事項
・環境に関する教育訓練に関する事項
・環境に関する法的及び要求事項の特定と見直しに関する事項
・排水処理に関する事項
・廃棄物管理に関する事項
・監視、測定機器の管理、校正に関する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度　（ 令和　5年度 ） 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
排出量	130.94 t	64.32 t	22.98 t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類								
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）

①事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の分別回収
②社内排出物より、有価回収可能物の回収

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
排出量	145.71 t	63.75 t	18.87 t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類								
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の計画）

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物より有価回収可能物の選出、また回収業者情報の入手及び選出を行う

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

再生利用可能のものと不可能なものに分け、分別保管
再生利用不可能なものは回収業者にて回収し、処理を行う

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物より有価回収可能物の選出、また回収業者情報の入手及び選出を行う

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度　（ 令和　 5年度 ） 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	106.30 t	63.66 t	0.00 t	t	t	t	t	
特別管理産業廃棄物の種類								
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	

（これまでに実施した取組）

ｐｈ調整材として酸・アルカリを再生利用し、委託量を削減

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	120.92 t	62.87 t	0.00 t	t	t	t	t	
特別管理産業廃棄物の種類								
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	

（今後実施する予定の計画）

再生利用の推進、環境負荷低減につながる技術の収集

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度　（ 令和　 5年度 ） 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
特別管理産業廃棄物の種類								
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	

（これまでに実施した取組）

自ら行う中間処理なし

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
特別管理産業廃棄物の種類								
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	

（今後実施する予定の計画）

今後の予定なし

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度　（ 令和　5年度 ） 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
特別管理産業廃棄物の種類								
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	

（これまでに実施した取組）

自ら行う埋め立て処分なし

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
特別管理産業廃棄物の種類								
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	

（今後実施する予定の計画）

今後の予定なし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度　（ 令和　5年度 ） 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
全処理委託量	24.64 t	0.66 t	22.98 t	t	t	t	t	
優良認定処理業者への処理委託量	24.64 t	0.66 t	22.98 t	t	t	t	t	
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
特別管理産業廃棄物の種類								
全処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	

（これまでに実施した取組）

・再利用不可能なものは優良認定業者を選定して処理を委託。
・産業廃棄物処理委託業者への訪問及びパトロール
・当社内での廃棄物の分別及び管理
・ISO14001の運用に伴う管理
・電子マニフェストでの最終処分の確認

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

t

①計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油					
全処理委託量	24.79 t	0.88 t	18.87 t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	24.79 t	0.88 t	18.87 t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類								
全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）

・産業廃棄物、特別管理産業廃棄物より有価回収可能物の選出
・回収業者情報の入手及び選出し、資源の有効利用可能な回収業者の選定

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度　（ 令和　5　年度 ）　実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	48.28	t

（今後実施する予定の取組等）

電子マニフェストを運用し廃棄物管理を強化していく

※事務処理欄

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)　①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)　④欄には､当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)　④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

（別　紙）

第　　面　　について